

2021年5月28日

各位

会社名 株式会社 イー・カムトゥルー  
(コード番号 3693 TOKYO PRO Market)  
代表者名 代表取締役 上田 正巳  
問合せ先 取締役管理部長 若山 尚文  
T E L 011-271-4761  
U R L <https://www.e-cometrue.com>

## 臨時株主総会招集のための基準日設定及び臨時株主総会の開催 並びに TOKYO PRO Market における当社株式の上場廃止申請に関するお知らせ

当社は、2021年5月28日開催の取締役会において、臨時株主総会（以下、「本臨時株主総会」といいます。）を招集するための基準日を設定するとともに、本臨時株主総会を2021年7月16日に開催し、本臨時株主総会において「上場廃止申請の件」を付議することを決議致しましたので、下記のとおりお知らせいたします。TOKYO PRO Market に上場している当社普通株式に関し、本臨時株主総会の特別決議を経た上で上場廃止申請をすることになります。

### 記

#### 1. 本臨時株主総会の特別決議を経た上での上場廃止申請を行う目的及び理由

当社は、2014年10月に東京証券取引所 TOKYO PRO Market に上場し、社内管理体制の構築並びに社員意識の向上を図ると共に、金融機関取引の円滑化など、同市場上場に関し、一定の成果を上げたものと考えております。

今後も活動エリア拡大を含め、一層の事業の拡大に向け邁進してまいります。一方で、当社では、2021年1月に、一般市場への上場を見据えた形で新5カ年中期計画を作成しておりました。

今般、当社では、当該中期計画を踏まえて改めて検討し、一般市場への上場を見据えて一旦非上場化することで、今後の資本政策を含めた財務活動全般をより弾力化し、非上場会社に対してのみ出資を行う投資家からの調達等、資金調達の多様化を図ることとし、これにより今後の当社の事業の進展に大きく寄与するものと考えました。

そのため、当社では、これらのことから、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第143条第1項に基づき、今後、上場廃止申請をすることとしたいと考えております。

## 2. 本臨時株主総会の開催及び今後の予定

上場廃止申請を行うにあたりましては、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第 130 条により株主総会の特別決議を経ることとなっているため、本臨時株主総会を招集し、上場廃止申請の件を付議する予定であります。

① 基準日公告の開始	2021 年 6 月 4 日 (金)
② 本臨時株主総会の基準日	2021 年 6 月 18 日 (金)
③ 株主名簿確定	2021 年 6 月 23 日 (水)
④ 招集通知発送日	2021 年 7 月 1 日 (木)
⑤ 本臨時株主総会開催日	2021 年 7 月 16 日 (金)
⑥ 上場廃止申請書の提出日	2021 年 7 月 16 日 (金)
⑦ 上場廃止日 (予定)	2021 年 8 月 18 日 (水)

上場廃止申請書を東京証券取引所へ提出し受理された後、当社株式は整理銘柄に割り当てられ、20 営業日後に上場廃止となる予定です。(「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 143 条第 2 項及び「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例施行規則」第 130 条)

## 3. 担当 J-Adviser について

今般策定した日程により、当社が TOKYO PRO Market 上場廃止の手続きを進めることに  
関し、担当 J-Adviser であるフィリップ証券株式会社からは、上場廃止までの期間につ  
いて、担当 J-Adviser としての業務を継続する予定である旨の回答を得ております。

以上

本件に関するお問い合わせ先

株式会社イー・カムトゥルー 管理部・窓口担当 若山 E-mail:[wakayama@e-cometrue.com](mailto:wakayama@e-cometrue.com)